
プロジェクト **四半期報告書制度の見直しへの対応**

項目 **改正又は修正が必要となる可能性がある他の基準等の検討**

I. 本資料の目的

1. 本資料は、「(仮称) 中間会計基準等」の公表に伴う改正又は修正が必要となる可能性がある他の基準等について検討することを目的としている。

II. 他の基準等についての修正の方針

2. 改正法では半期報告書に関する経過措置を定めており、一定の要件を満たす場合に 2024 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に係る半期報告書から改正後の金融商品取引法の規定が適用される。一方、改正法では四半期報告書に関する経過措置を定めており、2024 年 8 月中旬まで改正前の金融商品取引法の規定に基づく四半期報告書が提出される可能性がある（審議事項(4)-2 参照）。したがって、「(仮称) 中間会計基準等」の適用後も、一定期間、企業会計基準第 12 号「四半期財務諸表に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 14 号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」（以下合わせて「四半期会計基準等」という。）は適用されることとなる。
3. 会計基準の改正等に伴う他の基準の改正又は修正については、用語への置き換え等により対応することが一般的であるが、前項の会計基準等の適用期間が一定期間併存することを考慮すると、「(仮称) 中間会計基準等」の公表時には他の会計基準等に定められている四半期財務諸表に関する取扱い及び四半期会計基準等への参照を継続することが考えられる。この場合、これまでに公表された会計基準等において四半期決算の会計処理及び開示を定めていたものについて、「(仮称) 中間会計基準等」の公表による他の会計基準等についての改正又は修正として対応する方法として次の方法が考えられる。
 - (1) 他の会計基準等に四半期財務諸表に関する定めがあるときに中間財務諸表に関する定めを追加する（案 1）
 - (2) 他の会計基準等に四半期財務諸表に関する定めがあるときに中間財務諸表に関する定めを読み替える（案 2）

案 1（中間財務諸表に関する定めを追加する方法）

4. 前項(1)の方法を採用する場合、改正後の金融商品取引法では、中間連結財務諸表作成基準、中間連結財務諸表作成基準注解、中間財務諸表作成基準及び中間財務諸表作成基準注解(以下合わせて「中間作成基準等」という。)に基づき中間財務諸表を作成する企業と「(仮称)中間会計基準等」に基づき中間財務諸表を作成する企業があるため、中間作成基準等を適用する中間財務諸表の取扱いが「(仮称)中間会計基準等」を適用する中間財務諸表の取扱いを明確にする必要があると考えられる。
5. しかしながら、従来、ASBJが開発してきた会計基準等の中には、年度と四半期の会計処理について定めているが、中間財務諸表について明示的に定めていないものがある。このような場合には、中間財務諸表についての取扱いが実務上の解釈により行われている可能性があり、【別紙1】のとおり、『(仮称)中間会計基準等』が適用される中間財務諸表においては」等の表現を用いた場合には、「(仮称)中間会計基準等」が適用される中間財務諸表の取扱いに限定され、中間財務諸表作成基準が適用される中間財務諸表には適用されないとも読めるため、現行の実務上の解釈と整合しない可能性もあると考えられる。
6. また、現行の他の会計基準等において四半期についてのみ明示的な定めがあるものに関して中間作成基準等を適用する中間財務諸表の取扱いにも適用するかどうかの明確化を図ることは、個別の会計基準ごとに中間作成基準等を適用する中間財務諸表の取扱いを検討する必要があるため、「(仮称)中間会計基準等」の改正に伴う他の基準の改正又は修正の範囲を超えることになると考えられる。

案2(読み替える方法)

7. 第4項から第6項に記載のとおり、中間財務諸表に関する定めを追加する場合、中間作成基準等が適用される中間の取扱いを整理する必要がある。ここで、「(仮称)中間会計基準等」は、改正法の施行日までの期間が非常に短いため、現行の四半期の実務を変更しないことを提案しており、他の会計基準等で定める四半期の取扱い及び中間作成基準等が適用される既存の中間の取扱いの実務を変更しないことを想定している。これらを考慮すると、他の会計基準等を直接改正又は修正せずに、第3項(2)の他の会計基準等に四半期財務諸表に関する定めがあるときに中間財務諸表に関する定め読み替える方法により対応することが考えられる。

8. 「(仮称) 中間会計基準等」は現行の四半期の実務を継続することを前提とし、他の会計基準等で定める四半期の取扱い及び中間作成基準等が適用される既存の中間の取扱いの実務を変更しないことを想定しているため、(案2)の他の会計基準等に四半期財務諸表に関する定めがあるときに中間財務諸表に関する定めを読み替える方法により対応することかどうか。

文案

9. 他の会計基準等に四半期財務諸表に関する定めがあるときに読み替える場合の文案は、次のとおりである。

(HP では非公表)

ディスカッション・ポイント

本資料の第2項から第9項に記載した事務局の分析及び提案について、ご意見をお伺いしたい。

以 上

【別紙 1】 文案（「(仮称) 中間会計基準等」に基づく中間の定めを追加する方法）

変更部分に事務局が下線を付している。

(HP では非公表)

以 上